

## 特命随意契約理由書

529

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめ、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	<p>本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区内医療機関で、回復期リハビリテーション施設基準を満たしていること。</li> <li>2 介護保険の通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションを実施していること。</li> <li>3 リハビリテーション専門医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を確保していること。</li> </ol> <p>下記事業者は、「高齢者総合サポートセンターと九段坂病院の合築整備事業に関する運営協定書」を締結しており、サポートセンターの機能確保及び地域医療向上のため、区の在宅ケア（医療）の拠点として役割を担う他、各拠点の事業運営に協力している。契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。以上の理由により下記の事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	会社名： 国家公務員共済組合連合会 九段坂病院 所在地： 東京都千代田区九段南1-6-12
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
委託期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。  
 ○※印を示した項目については、契約課で記入します。

509

## 特命随意契約理由書

件 名	地方連携による再生可能エネルギー供給構築等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「2050 ゼロカーボンちよだ」実現に向け、区内事業者及び区民の再生可能エネルギーの利用促進を図るため、地方連携を主体とした区外の再エネ発電施設等で発電した再生可能エネルギーの区内への供給を実施し、更なる供給拡大のため、新たな再エネ発電施設等の確保及び新規施設整備等を含めた効果的かつ実現性の高い再生可能エネルギーの供給に向けた検討を行う。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年3月31日付3千環環政発第372号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 繙続年数 1年 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。 4 評価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、令和4年度の業務成績も良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社まち未来製作所 住 所 神奈川県横浜市中区海岸通4-17 東信ビル6F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,197,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

## 特命随意契約理由書

159

件 名	都市計画情報提供システム保守・運用業務及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
概 要	本業務は、最新の都市計画情報等を更新・提供するため、「都市計画情報提供システム」（以下、「本システム」という。）を保守・運用するものである。 あわせて、システムを有効活用することを目的として操作方法を広く環境まちづくり部職員に習得させるための操作研修を実施する。
選 定 理 由	1 導入年度 平成 28 年度  下記業者は、本システムの開発業者であり、運用・保守及び操作研修を実施する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。  以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 E S R I ジャパン株式会社 住 所 〒102-0093 千代田区平河町 2-7-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,346,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

# 特命随意契約理由書

532

件 名	東京電子自治体共同運営電子申請サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他（賃借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請サービスを利用し、区民からの申請のうちの一部を電子申請により実施する。
選 定 理 由	<p>1. 導入年度 平成 16 年度      本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。</p> <p>2. 受託業者      富士通(株)が選定され、業務を行っている。</p> <p>3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	会 社 名 富士通 Japan 株式会社 東京エリア本部 東京第一統括ビジネス部 所 在 地 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,634,884 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

214

件 名	日曜青年教室 プログラム企画・運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	知的障害がある青年や成人を対象に、その適性・能力に合わせ、生涯学習としてより幅広い分野についてのプログラムを開発して、社会的適応力を伸ばすことにより、充実した生活を送れるように援助する。
選 定 理 由	<p>本事業の会場は、受講生の安全性・利便性を優先考慮し、永年にわたり九段生涯学習館を主として活動している。下記業者は、当該施設の指定管理者であり、現在、施設の管理業務を履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等、有利と認められる。また、本業務は、本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、区との連携が図りやすく、効率的効果的に運営することができる。</p> <p>さらに、下記業者は、区指定事業である生涯学習分野の講座、講習会や障害者の文化事業も行っており、その講座企画力は本事業にも有効である。なお、令和4年度の業務成績は良好である。</p> <p>以上の理由により、引き続き契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 小学館集英社プロダクション 住 所 千代田区神田神保町 2-30
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	294,2500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課 管理係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

265

件 名	番町小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住 所 東京都千代田区神田錦町3-20
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	29,497,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

510

件 名	非常通報装置（学校 110 番）保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	教育施設、児童福祉施設の安全管理のため非常通報装置を設置しているが、非常時に正常に作動するよう保守点検を行う。
選 定 理 由	<p>本件業務の履行にあたっては、下記の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常ボタンを押すと警視庁通信司令室に自動的に通報され、警察官が駆けつけること。</li> <li>2. 非常通報装置の中央監視センターを自社内に設置し、24 時間 365 日回線状態の監視・システムチェック等のシステム運用を行うこと。</li> </ol> <p>契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、都内で全ての条件を満たす者が下記業者に特定される。</p> <p>以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 東京都セキュリティ促進協力会 住 所 豊島区東池袋 1-3 2-6 河合ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1029,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

211

件 名	風力・太陽光発電設備定期点検保守業務（第 806 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド内に設置されている、風力・太陽光発電設備を良好に維持するために点検を行う。
選 定 理 由	<p>1. 設置 平成 21 年度</p> <p>2. 本設備は、下記業者 2 社が製造・設置したものである。</p> <p>① 風力・太陽光発電設備 2kw・・・エネルギー・プロダクト株</p> <p>② 風力・太陽光発電設備 200w・・・シグナス（現株 WIND-SMILE）</p> <p>3. 設備の維持管理業務については、製造・設置業者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>4. 株 WIND-SMILE が、事業撤退により保守を継続することが出来なくなった。2kw 機の製造メーカーの下記業者は、設備内容が同様の 200 w 機の保守も可能であることから、同一契約とすることで経費の削減を図ることが可能である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	社 名：エネルギー・プロダクト株式会社 住 所：千代田区飯田橋 1 丁目 3-2 曙杉館 8F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1344,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

443

件 名	キャッシュレス決済端末運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区施設の窓口において、各種手続の申請や施設の使用にあたり発生する費用について、区民の利便性向上及び感染症拡大防止のための支払い時の接触機会の低減に向けて、キャッシュレス決済が可能となる端末等（以下「キャッシュレス決済端末」という。）を導入したため、その運用、保守、指定納付受託業務を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年3月7日付3千政I T発第237号 令和4年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 繼続年数 1年 4 評価 繼続2年目であり、業務成績は良好なため引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 大和ハウスフィナンシャル株式会社 住 所 大阪府大阪市中央区北浜東4番33号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,438,120 円（消費税を含む） <small>*総価単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 I T推進課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

216

件 名	ごみ収集業務等に係る労働者の派遣
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ等の収集、狭小路地引き出し、その他関連・付帯する業務に係る労働者の派遣を委託する。
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度～開始） (令和4年3月23日付3千環千清発第534号)</p> <p>2 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号</p> <p>3 繼続年数 1年目</p> <p>4 評価 継続2年目で、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 三幸コミュニティマネジメント 住 所 東京都板橋区中丸町51-10 BROOKS 中丸7階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	19,379,455 <del>単価 契約のため、契約金額は支出限度額</del> 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

306

件 名	九段上集会室機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段上集会室における災害・犯罪・事故等を未然に防止するとともに、緊急時における迅速な対応を図り、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	本集会室は、平成7年から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和4年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂一丁目6番6号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	528,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

306

件 名	三崎町中継所及び飯田橋車庫機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所及び飯田橋車庫における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	三崎町中継所は東京都からの移管（平成12年）以前から、飯田橋車庫は平成12年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和4年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂1丁目6番6号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,610,400 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の警備保安業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の警備保安業務を行う。
選 定 理 由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合算である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国(財務省)が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名 称 首都圏ビルサービス協同組合 代表理事 五十嵐 久男 住 所 東京都港区赤坂 1-1-16 細川ビル 1003号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	38,125,487 円 (消費税を含む) <u>※単位契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課 庁舎管理係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

586

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎建築設備管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の建築設備管理業務を行う。
選定理由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合算である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国(財務省)が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 については、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名称 株式会社 シミズ・ビルライフケア 住所 東京都中央区京橋2-10-2 ぬ利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	127,353,420 円 (消費税を含む) <small>※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

588

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎清掃等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎における清掃等業務を行う。
選 定 理 由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合算である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国(財務省)が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名 称 新東美装 住 所 東京都世田谷区上用賀4-3-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	39,542,968 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件 名	九段中等教育学校 施設管理及び生徒交通誘導業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校の施設の安全で良好な環境を保持するための施設・設備の環境測定、保守点検、清掃、消毒等、及び生徒移動時安全確保、不審者対策等の業務委託をする。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 高橋興業株式会社 東京支店  住 所 東京都千代田区神田淡路町一丁目 15 番 17 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	42,006,800 円 (消費税を含む) <del>※契約金額は支出限度額</del>
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

205

件 名	区営千鳥ヶ淵ボート場運営管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区民及び内外の来場者の余暇活動の一助となるレクリエーション施設として、来場者が安全かつ快適に利用できるよう、運営管理業務を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） 令和3年2月16日付2千地商観発第305号 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 2年度 4. 評価 良好的な業務成績のため  継続3年目であり、業務成績も良好なため、プロポーザルによつて選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ハイビレッヂ  住 所 東京都小金井市貫井南町4-16-2
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,886,961円 ※ 税込額のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

341

件 名	建築設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第12条第3項の規定に基づき、建築設備定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査、データ管理等に関する業務を行う。
選定理由	<p>昭和46年通達「建設省住指発第918号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の建築設備定期検査報告にあたって、昭和48年1月に、財団法人 日本建築設備安全センター（現一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）が設立された。当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、報告書の予備審査、データ管理等の業務を行っている。</p> <p>予備審査のデータ管理等について、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが全国に存在するが、すべての条件を満たすものが都内で1者に特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター</p> <p>住 所 東京都港区西新橋1-15-5内幸町ケイズビル2階</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	1,924,223 円（消費税を含む） <i>※ 総価額のため、契約金額は支出限度額</i>
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

414

件 名	広場管理及び清掃等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	広場の開閉場、設備の点検、利用者の見守り及び清掃等管理業務
選 定 理 由	<p>本件は、衆議院九段議員宿舎跡地を子どもの遊び場として使用するため、管理及び清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に合致する業務であり、高齢者であっても容易に従事可能なものである。また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	524,621円（消費税を含む） <small>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	千代田区教育委員会事務局 子ども部子育て推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

414

件 名	公園等清掃作業及び広場等管理業務（第710号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	公園・児童遊園等をより快適に利用できるように清掃の充実を図るとともに小川広場等の管理業務を行う。
選 定 理 由	本件は、公園・児童遊園等の清掃並びに小川広場等の管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所：千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	30,820,300 <small>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small> 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

414

件 名	外濠公園総合グラウンド管理受付および管理棟における消毒作業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド管理受付業務
選定理由	<p>本件は、外濠公園総合グラウンドの利用受付・施設の清掃・管理運営業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 東京都千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,400,702 <u>*単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u> 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

483

件 名	国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画・整備計画策定等支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>国指定史跡常盤橋門跡は、平成23年の東日本大震災で被害を受け、令和2年度まで区が枡形門石垣と石造アーチ橋の修復工事を実施してきた。今後、文化財的価値を将来に継承するためには、適切な保存と活用を行うための基本計画策定が必要不可欠である。また、当該史跡周辺においては、近年大規模な再開発事業が展開しており、都市空間の中での史跡を顕在化し、活用促進していくための整備方針が課題となっている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本業務では、区の行政計画である「国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画」及び「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画」の策定支援を行う。</p>
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和3年度開始） （令和3年5月6日付3千地文振発第63号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 繼続年数 2年 4 評価 良好的な業務成績のため 繼続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社文化財保存計画協会 住 所 千代田区一ツ橋2丁目5-5
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	7,997,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課（文化財係）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

429

件 名	財務書類作成支援・分析及び公会計業務支援システム保守業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	区が所有する公会計業務支援システム等を使用して作成する財務書類(一般会計等、全体、連結)の仕訳、数値などの確認と業務遂行に必要な資料作成及び助言を行うとともに、区が運用している公会計業務支援システムの保守等の必要な業務を行う。	
選 定 理 由	本業務の履行に当たっては、令和3年度に導入・実施した公会計業務支援システム及び標準ソフトウェアデータ移行業務と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、システム故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。  以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	名 称 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング 住 所 品川区上大崎3-1-1 目黒セントラルスクエア 15階	
契約年月日	令和5年4月1日	
契約金額	2,992,000	円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	
担 当 課	政策経営部財政課	
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

## 特命随意契約理由書

件 名	商工融資斡旋システムデータの抽出業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年7月から稼働予定の新商工融資斡旋システムに、現行の商工融資斡旋システムを移行させる。
選 定 理 由	<p>現行の商工融資斡旋システムは、平成30年度から下記業者によりシステムの構築・運用を行っているが、令和4年度にプロポーザル方式で新業者を選定した。</p> <p>本件は、システムの変更に伴い、現行システムのデータを新システムへ移行させるための抽出業務である。</p> <p>同システム開発者以外の者に履行させると、システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、商工融資斡旋システムを構築し、運用している下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 有限会社 オー・シー・エス 住 所 中野区新井1-25-4 中野ニューハウジング 203
※ 契約年月日	令和 5 年 5 月 1 日
※ 契約金額	968,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年6月30日まで
担 当 課	地域振興部商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

267

件 名	昌平小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 2年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住 所 東京都千代田区神田錦町3-20
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	21876,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件 名	新型コロナウイルス感染症予防接種費用請求等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内医療機関で実施するコロナウイルスワクチン個別接種に係る費用を区が支払うにあたり、区内医師会に請求書類の取りまとめと、その後の個別医療機関への費用の振込処理を委託する。
選 定 理 由	千代田区においては、コロナウイルスワクチン個別接種を区内の2医師会（千代田区医師会・神田医師会）を通じて、それぞれの地域の医療機関に協力し、実施している。 そのため、当該業務を委託するのは、下記の医師会以外に選択肢はない。以上の理由により下記医師会を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>① 名 称 一般社団法人 千代田区医師会 住 所 千代田区五番町4番地4</p> <p>② 名 称 公益社団法人 神田医師会 住 所 千代田区神田小川町二丁目8番</p>
※ 契約年月日	令和5年 4月 1日
※ 契約金額	① 34,435,368 円 (消費税を含む) <del>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</del>
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	健康推進課 新型コロナウイルス予防接種担当
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

273

件 名	西神田保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始）</li> <li>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</li> <li>3. 繼続年数 2年</li> <li>4. 評価 良好のため</li> <li>5. 繼続3年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</li> </ol>
契約の相手方	名 称 株式会社東京天竜 住 所 東京都文京区本郷2-27-20
※ 契約年月日	令和 5 年 千 月 1 日
※ 契約金額	22,275,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

497

件 名	千代田区ねずみ対策事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区における生息実態調査を含むねずみ対策事業
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月19日付4千保生衛発第498号 令和5年度開始)</p> <p>2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 4号</p> <p>3. 繼続年数 初年度</p> <p>プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	所在地 東京都台東区北上野 1-10-14 会社名 株式会社シー・アイ・シー
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,848,460 円 (消費税を含む) <small>※ 総価単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件 名	千代田区会館施設予約システムの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	会館施設予約システムを安全かつ良好な状態に保つための保守業務を行う。
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 平成29年度 (平成29年7月12日付29千神公出発第39号 平成30年度開始)</p> <p>2 継続年数 5年 評価 業務成績良好なため</p> <p>3 更新 令和5年1月19日「指名業者選定委員会」承認</p> <p>4 本件は更新5年間の期限まで延長したものあり、本サービスは、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、評価も良好なため、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 ジーウェイブ</p> <p>住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンB棟10階</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	2,531,100 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部 麻町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

397

件 名	千代田区広報板へのポスター掲示および除去業務	
種 類	業務:委託	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	千代田区広報板の円滑な運営を図るため、広報板へのポスター掲示及び除去業務を行う。	
選 定 理 由	本件は、区内に点在する223基の広報板のポスター掲示及び除去作業を行うものである。障害者の日常生活及び社会生活を日常的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)を基本とし、障害者福祉の増進を図るために下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 武蔵野会 (千代田区立障害者就労支援施設 ジョブ・サポート・プラザちよだ) 住 所 東京都八王子市旭町12-4 日本生命八王子ビル2階201	
※ 契約年月日	令和5年4月1日	
※ 契約金額	6,951,802	円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日	
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課	
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

451

件 名	千代田区商店街活性化支援等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、区内の商店会・商店街振興組合（以下「商店会等」という。）に対する千代田区の支援体制を補完することを目的に、決算書類収集業務、補助金関係相談受付等業務、支援情報発信業務、大学等連携コーディネート業務及び区政課題取り組み促進業務を行うものである。
選 定 理 由	本契約の目的を達成するためには、下記の複数の条件を満たすことが必要である。 ① 商店会等の会則・規約、役員名簿、決算書類、事業の明細などの内部情報の取扱いを認められていること ② 商店会等における支援の需要を把握するとともに、支援の方策に關し高度の専門性を有すること ③ 商店会等における学生ボランティアの需要を把握するとともに、必要なマッチングを行うに十分な関係性を有すること 上記の一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は1者に特定される。 以上のことから、下記団体を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区商店街連合会 住 所 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 4 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,400,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	商工観光課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

268

件 名	千代田幼稚園給食調理業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	千代田幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。	
選定理由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 3年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和4年9月15日「指名業者選定委員会」承認 6. 繼続4年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	名 称 一富士フードサービス株式会社 住 所 東京都千代田区神田錦町3-20	
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
※ 契約金額	15,199,800 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日	
担 当 課	子ども部学務課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

534

件 名	千鳥ヶ淵緑道樹木等維持管理業務（第 305 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	当業務は、千鳥ヶ淵緑道の、管理方法を見直し多様な植生にあつたそれぞれの手入れを計画的、一体的に行えるようにし、効果の検証を行うものである。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和 3 年度（令和 4 年度開始） (令和 4 年 2 月 3 日付 3 千環道公発第 595 号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3. 繙続年数 1 年 4. 評価 業務成績良好なため 継続 2 年目であり、評価は良好なため、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社富士植木 住 所 千代田区九段南 4-1-9
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	35,484,886 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

422

### 特命随意契約理由書

件 名	地域コミュニティ醸成支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <b>委託</b> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>「地域に住み、働き、学び、集う全ての人や団体が、『住みやすいまち、居心地のよいまち』をつくるという共通目標に向かって相互に連携・協働し、地域課題の解決に向けて主体的に活動できる環境を整える」ことを目標とする施策の支援策の1つとして、以下のような取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 持続可能な地縁コミュニティ構築支援</li> <li>(2) マンション住民等のコミュニティ参加の活性化「マンションコミュニティ・ゼミ」</li> <li>(3) 区内活動団体交流イベント（ちよだコミュニティラボライブ！）</li> <li>(4) 広報紙・ホームページ・SNS・動画配信等による区内のコミュニティ活動、イベントの情報発信の強化</li> <li>(5) 地域でのコミュニティ活動に関する相談・支援全般</li> </ul>
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） (令和4年3月24日付決裁 3千地コ総発第211号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号</p> <p>3 繼続年数 1年目</p> <p>4 評価 良好</p> <p>継続2年目であり、評価も良好なため引き続き下記事業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社エンパブリック 住 所 東京都文京区弥生二丁目12番3号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	8,245,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

53 /

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめ、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	<p>本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 リハビリテーション専門職（リハビリテーション専門医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士）の資格を持つものが従事すること。</li> <li>2 同時に複数の従事者が必要になっても、リハビリテーション専門職の手配が可能なこと。</li> <li>3 区の介護予防事業に精通し、介護サービス事業者、医療機関等と連携して業務を履行できること。</li> </ol> <p>下記法人は、都で唯一社団法人として認められた理学療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>会社名： 公益社団法人 東京都理学療法士協会</p> <p>所在地： 東京都渋谷区代々木1-58-7 ヴェラハイツ代々木201</p>
※ 契約年月日	令和5年 4月 1日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
委託期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。  
 ○※印を示した項目については、契約課で記入します。